

【令和6年度税制改正に伴う、守口市市税条例一部改正】（専決分報告）

1 改正の趣旨及び内容

令和6年度税制改正のうち、以下の①～③については令和6年度当初までに市税条例を改正し対応しておく必要があるため。

① 個人市民税

・定額減税

令和6年度分の個人市民税所得割額から納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき1万円を減税する措置等を講じることとした。

② 固定資産税・都市計画税

・現行の再生可能エネルギー発電設備等に係る課税標準の特例措置（わがまち特例）の取得期限の2年延長等

令和6年3月31日まで→令和8年3月31日まで

（バイオマス発電のうち、一定条件の原料によるものについては、軽減幅を縮小したうえで延長）

・新築の認定長期優良住宅に係る減額措置の申告方法の簡素化

区分所有に係る住宅（分譲マンション等）については、管理組合の管理者等から必要書類の提出があり、要件に該当すると認められるときは、各区分所有者から申告書の提出がなかった場合においても、適用することができることとした。

・負担調整措置の適用期限の延長

現行の負担調整措置（土地の評価額が上昇した場合の税負担を緩やかなものに調整する措置のこと）の適用期限を3年延長することとした。

令和6年3月31日まで→令和9年3月31日まで

③ 減免（個人市民税・固定資産税・都市計画税）

（災害時を念頭に）申請によらなくても減免することができることとした。

2 施行期日

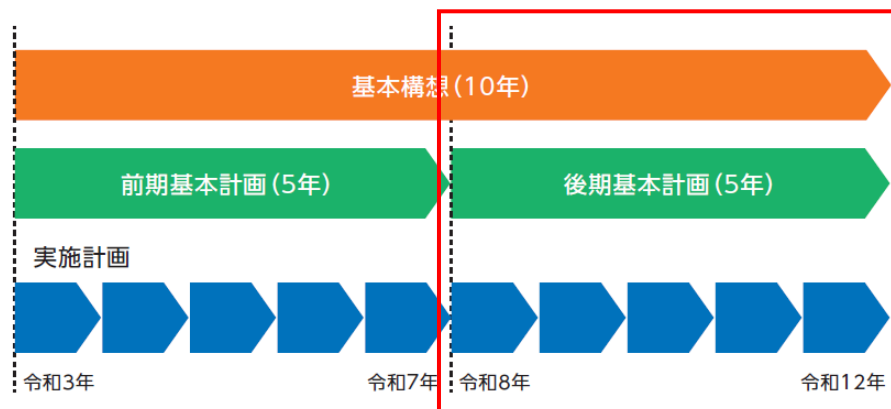
令和6年4月1日

第6次守口市総合基本計画「後期基本計画」の策定について

本市は、守口市総合基本計画条例（以下「条例」という。）に基づき、総合的かつ計画的に市政運営を行うための最上位計画として、令和3年3月に『第6次守口市総合基本計画』（以下「第6次総計」という。）を策定した。

第6次総計は、令和3年度から令和12年度までの10年間を期間とする「基本構想」と、令和7年度までの5年間を期間とする「前期基本計画」（以下「前期計画」という。）により構成されている。

前期計画の終期まで残り2年を迎えていることから、基本構想に定める将来都市像「いつまでも住み続けたいまち守口～暮らしやすさが、ちょろどええ♪～」の達成に向け、現時点までの前期計画の進捗状況や今後の見込を把握するとともに、令和6年2月に新たに策定した『守口市行政経営プラン』の位置付けや取組内容も踏まえ、令和6年度及び令和7年度において、以下のとおり第6次総計の「後期基本計画」（以下「後期計画」という。）を策定する。



1 策定体制

（1）守口市総合基本計画策定委員会

- ・ 守口市総合基本計画策定委員会規程に基づく策定委員会を開催する。
- ・ 委員は各部局長級を予定。
- ・ 策定委員会内に部会を設置する。部会の構成は、基本構想及び前期計画策定時を踏まえ、以下を予定する。
 - ① 行政経営部会 ② 人権・地域経済・市民協働部会
 - ③ 健康福祉部会 ④ 子育て・教育部会
 - ⑤ 環境・安全安心部会 ⑥ 都市形成部会
- ・ 策定委員会及び部会において、必要に応じて各分野における専門家からの助言や提言を受ける機会を設ける。

(2) 守口市総合基本計画審議会

- ・ 条例に基づき、後期計画（素案）を審議会に諮問し、答申を受ける。
- ・ 審議会の委員は、条例に基づき市議会議員、学識経験者、市民等とする。
- ・ 審議会の具体的な回数、人選等は、前期計画策定時を踏まえ検討中。

(3) 市民等の意見聴取

- ・ 市民を対象としたアンケートの実施。若い世代については、別途アンケートを実施予定。
- ・ 本市の転出入者に対して、令和5年6月からアンケートを実施中。今後も本アンケートを継続し、結果を活用。
- ・ イベント等の機会を活用し、まちづくりに対する意見を聞く機会を設ける。
- ・ 意見聴取の具体的な時期、方法は、前期計画策定時を踏まえ検討中。

2 スケジュール（予定）

	令和 6 年度												令和 7 年度														
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
策定委員会			← (部会を含む。) →																								後 期 計 画 策 定
審議会			← 委員選定（調整を含む。） →														諮問					答申					
市民等の意見聴取			市民アンケート		イベント等での 意見聴取																パブリック コメント						
(参考) 市議会定例会予定			6月		9月		12月		2月								6月		9月		12月		2月				

第6次守口市総合基本計画策定方針

((仮称) 第六次守口市総合基本計画策定方針 改訂版)

平成31年4月
(令和6年4月改訂)

守口市

目 次

Ⅱ 1. 計画の策定について	3
1. 本市の総合基本計画の経緯	3
2. 本市を取り巻く社会情勢の動向等	4
(1) 人口動向	4
(2) 財政状況	6
(3) 地方自治法改正等	7
3. 総合基本計画の必要性	7
Ⅱ 2. 総合基本計画の位置づけと策定根拠	8
Ⅱ 3. 策定の基本的な姿勢	8
1. 市民とともに夢をもてる計画	8
2. 次世代へも責任感のある計画	8
3. 時代の変化に対応できる計画	8
4. 市民に分かりやすい計画	8
Ⅱ 4. 計画の構成・期間	9
1. 基本構想	9
2. 基本計画	9
Ⅱ 5. 策定体制	10
1. 市民協働	10
2. 議会	10
3. 大学、専門家等との連携	10
4. 守口市総合基本計画審議会	10
5. 庁内体制	10

1. 計画の策定について

1. 本市の総合基本計画の経緯

本市は、高度経済成長を遂げつつあった昭和 45（1970）年に、まちづくりの基本方針を明らかにするために第一次総合基本計画を策定し、昭和 51（1976）年と昭和 61（1986）年に、二度改定を行いました。

さらに、急速に進む高齢化や国際化、情報化、また、ゆとりある生活志向などの時代の変化に対応し、健康で文化的な生活を築き上げることができるよう、平成 6（1994）年 10 月に、目標年次を平成 17（2005）年までとする「守口市 21 世紀計画（守口市総合基本計画）」を策定し、「文化香る定住のまち」をめざして、さまざまな施策を展開してきました。この間、合併協議の経緯、財政危機への対策などから、計画期間を平成 22（2010）年まで延長しました。

その後、「守口市 21 世紀計画」が目標年次を迎えるに当たり、「育つ・にぎわう・響きあう・人と心が集うまち 守口」を将来都市像と定め、令和 2（2020）年度を目標年次とする「第五次守口市総合基本計画」を、平成 23（2011）年 3 月に策定しました。

（表 1）本市の総合基本計画の経緯

表題	策定	計画期間	将来都市像
守口市総合基本計画	昭和 45 年 (昭和 51 年改定)	15 年間	1 住むたのしみと市民のしあわせを守るまち 2 繁栄するまち、ゆきとどいたまとまりあるまち 3 青少年の夢を結び近隣愛につつまれたあたたかいまち
第 2 期守口市総合基本計画	昭和 61 年	10 年間	1 住むたのしみと市民のしあわせを守るまち 2 繁栄するまち、ゆきとどいたまとまりあるまち 3 青少年の夢を結び近隣愛につつまれたあたたかいまち
守口市 21 世紀計画 (守口市総合基本計画)	平成 6 年	12 年間 (さらに 5 年間延長)	文化香る定住のまち ・健康で心ふれあう生きがいのあるまち ・創造性をはぐくみ文化に親しむまち ・花と緑と水辺のある快適な定住基盤の整ったまち ・豊かな暮らしを支える安全なまち
第五次守口市総合基本計画	平成 23 年	10 年間	育つ・にぎわう・響きあう・人と心が集うまち 守口

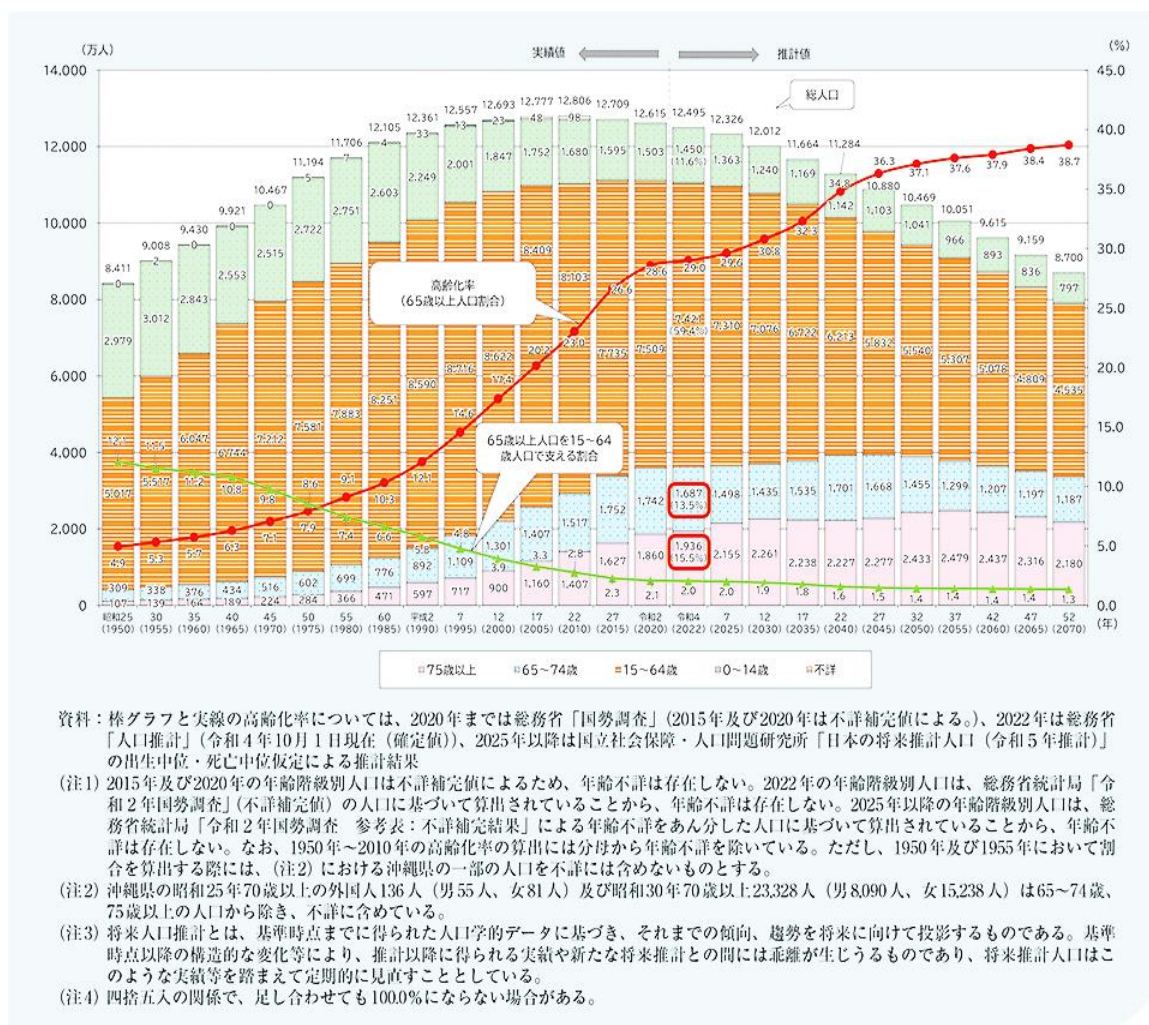
2. 本市を取り巻く社会情勢の動向等

(1) 人口動向

わが国の総人口は、平成 22 (2010) 年をピークに減少局面に入り、今後の総人口は、「団塊の世代」が 75 歳以上となる令和 7 (2025) 年には約 1 億 2,326 万人、高齢者人口がピークを迎える令和 27 (2045) 年には約 1 億 880 万人 となるものと推計されています。

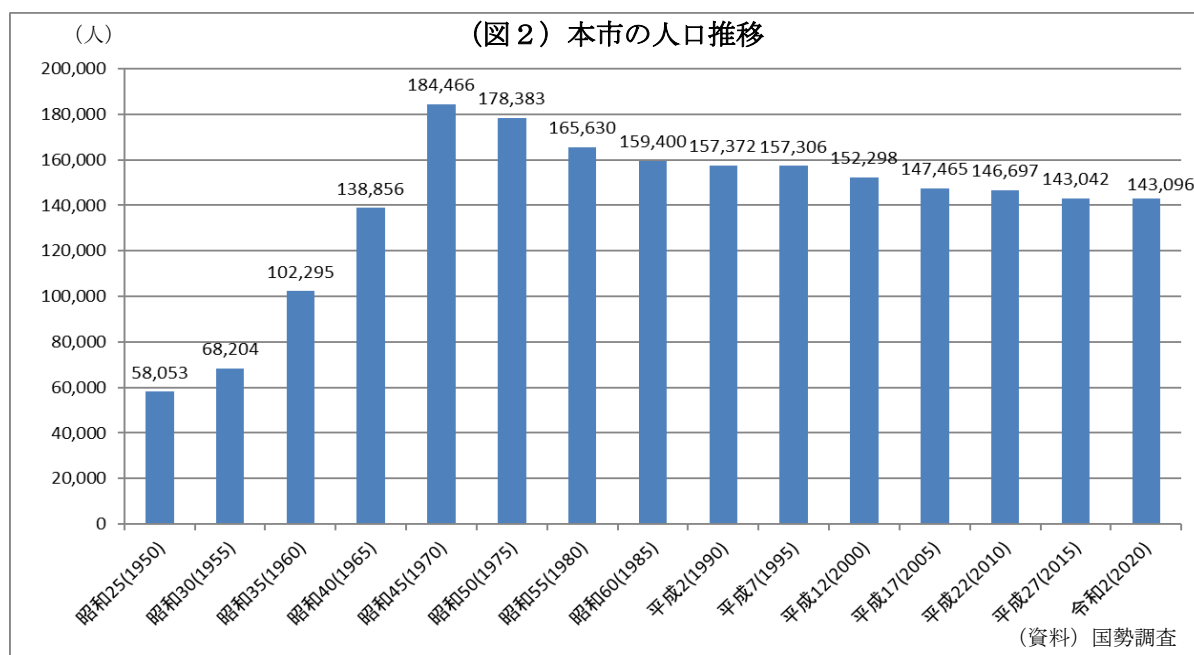
また、総人口が減少する中で、わが国の高齢化率は上昇を続け、平成 27 (2015) 年では 26.6%、令和 2 (2020) 年では 28.6% となっており、令和 7 (2025) 年には 29.6%、令和 27 (2045) 年には 36.3% に達する見込みです。(図 1)

(図 1) 日本の将来人口及び高齢化の推計



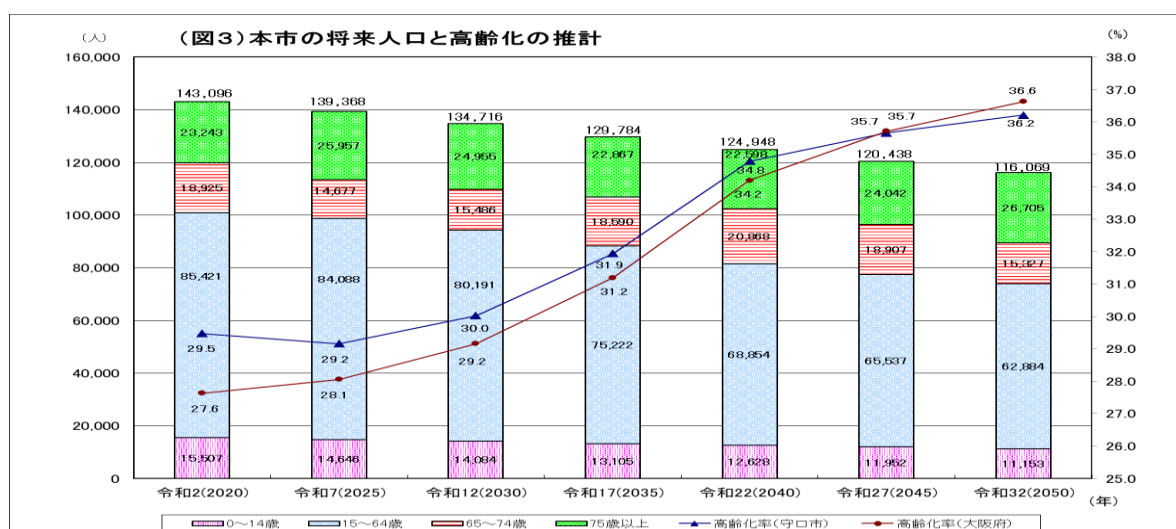
(資料) 令和5年度版高齢社会白書

一方、本市の人口は、昭和 45（1970）年に 18 万人を超えたのをピークとして減少局面に入り、長期的な減少傾向の中、平成 27（2015）年には 143,042 人、令和 2（2020）年には 143,096 人となっております、ピークに比べて約 22% 減少しています。（図 2）



今後、本市の人口は令和 7（2025）年には 139,368 人、令和 27（2045）年には 120,438 人と減少することが見込まれます。

一方、高齢化率は、令和 7（2025）年には低下が見込まれるものの、その後は上昇傾向となり、令和 12（2030）年には 30.0%、令和 27（2045）年には 35.7%に達することが見込まれます。（図 3）



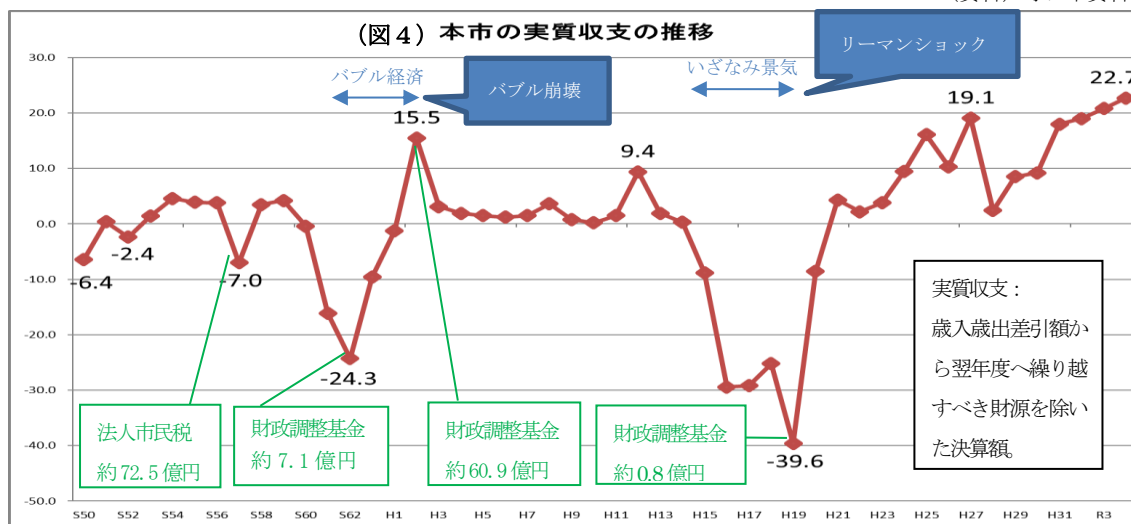
(2) 財政状況

本市は、早くから大手家電メーカーの企業城下町として発展を遂げるとともに、豊富な法人関係税収を背景として、昭和30年代からの人口急増に対応した、上下水道、学校等の公共施設及び都市基盤の整備や様々な市民サービスの充実を進めてきました。

それらによって、日常生活を支えるインフラの整備は、成熟した都市としての機能を備えるに至った一方で、少子高齢化とこれに伴う人口減少の進行や、バブル経済の崩壊以降の低成長による税収減など、近年のわが国の社会状況の変化は、本市の財政状況にも影響を及ぼし、平成15年度決算における実質収支が赤字に転じたのをはじめ、平成19年度決算では、「早期健全化団体」(※1)に陥る水準という危機的な状況を迎えました。(図4)

その後の様々な改革により、危機的な状況は脱しましたが、地方財政の先行きはなお予断を許さない状況にあり、「自治体」として自らの判断で市民のために行うべき市民サービス、事務事業の実現に向け、平成23年度以降、3次にわたり「もりぐち改革ビジョン」(案)を策定するとともに、令和6年2月にはこれらを引き継ぐ新たな計画として、「守口市行政経営プラン」を策定し、行財政改革を推し進めています。

(資料) 守口市資料



- H14年度：「第2次守口市行財政改革推進計画（第2次推進計画）」を策定。
H16年度：守口市と門真市の合併の是非を問う住民投票の結果により、合併を断念。「財政危機対策指針」を策定。
H17年度：「財政危機対策指針（改定版）[集中改革プラン]」を策定。
H19年度：決算において、実質赤字比率及び連結実質赤字比率が「早期健全化団体」の基準を超過。
H20年度：「(仮称) 守口市財政健全化計画（素案）」を策定。
議会より「早期健全化団体適用回避のための議会提言」。
決算において、「早期健全化団体」の適用を回避。
H23年度：「もりぐち改革ビジョン」(案)を策定。
H28年度：「(改訂版) もりぐち改革ビジョン」(案)を策定。
R2年度：「第3次もりぐち改革ビジョン」(案)を策定。
R5年度：「守口市行政経営プラン」を策定。

※1 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成20年4月施行)に基づき、財政状況を示す数値が一定の基準値を超えると指定され、国による関与等が生じます。

(3) 地方自治法改正等

わが国では昭和 44 (1969) 年に地方自治法の一部改正により「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない」(同法第 2 条第 4 項)と規定され、それ以降、全国的に大多数の市区町村で総合計画の策定が行われてきました。

その後、国の「義務付け・枠付け」の見直しとして、平成 23 (2011) 年 5 月に地方自治法の一部が改正され、同法第 2 条第 4 項の「基本構想策定の義務づけ」が撤廃されました。これにより議会での議決を含め、基本構想の必要性についても市町村が独自に判断することとなりました。

3. 総合基本計画の必要性

全域が市街化され、可住地人口密度もその数値だけを見れば「過密」である、いわゆる「成熟都市」といえる本市において、とりわけ右肩上がりの成長を前提とした新たなまちのデザインを描くような計画を策定することは現実的ではありません。

しかしながら、早くから都市化し、また高齢化率も都市的地域としては高率にある本市が、今後もまちの成長やにぎわいを創造しつつ、市民に必要なサービスを安定的に提供していくためには、将来の守口のまちの姿を示し、それを市民と共有した上で、まちのリノベーションや社会資本等の的確な更新などを行うことが不可欠です。このため、経済の低成長、高齢化による税収鈍化の下での市民サービス充実のための中長期的な改革や、「受益と負担」の観点を含めた政策方向をしっかりと示していく必要があります。

したがって、今後のまちづくりについては、市民と共通認識の上で、どのような方向を目指していくのかを、行政だけではなく、市民や議会、企業・団体などといった「オール守口」で考え、協働してまちの未来を描き、共に歩んでいくことがこれまで以上に重要となります。

以上のことから、策定過程からの市民協働により、まちの将来の方向性を明確に示し、まちづくりの総合的な指針となる羅針盤として「オール守口」で共有する未来の青写真が必要であり、これを担う本市総合基本計画策定がこれからの守口市にとって必要不可欠と考えています。

¶ 2. 総合基本計画の位置づけと策定根拠

守口市総合基本計画条例においては、総合基本計画を、総合的かつ計画的に市政運営を行うための市の最上位計画として位置づけています。また、策定に当たっては、市民の代表として選ばれた議員によって構成される「議決機関」としての重要性を鑑み、基本構想については、議会の議決を経ることとしています。

¶ 3. 策定の基本的な姿勢

1. 市民とともに夢をもてる計画

今後のまちづくりを「オール守口」による協働で進め、将来像を共有していくためにも、市民や事業者のニーズ等に基づく課題を把握しながら、それらに市民も主体的、能動的に関わる計画とします。

2. 次世代へも責任感のある計画

経済低成長や高齢化など成熟化時代のまちづくり計画として、「自助、共助、公助」や「受益と負担」などの観点から、限られた税の公平公正な配分を意識した計画とします。

3. 時代の変化に対応できる計画

急速に変化する社会情勢の中、PDCA やローリング手法を取り入れ、地域課題や社会情勢の変化に柔軟に対応する計画とします。

4. 市民に分かりやすい計画

目指す将来像が共有でき、協働できるよう誰にとってもわかりやすい計画とします。

4. 計画の構成・期間

新総合基本計画においては、基本構想、基本計画による構成を基本とします。

なお、総合基本計画に示す施策の着実な進捗を図るため、施策に基づく個々の事務事業については、実施計画を策定し、予算編成を通じて毎年度その評価を行い、適切に見直した上、実施します。

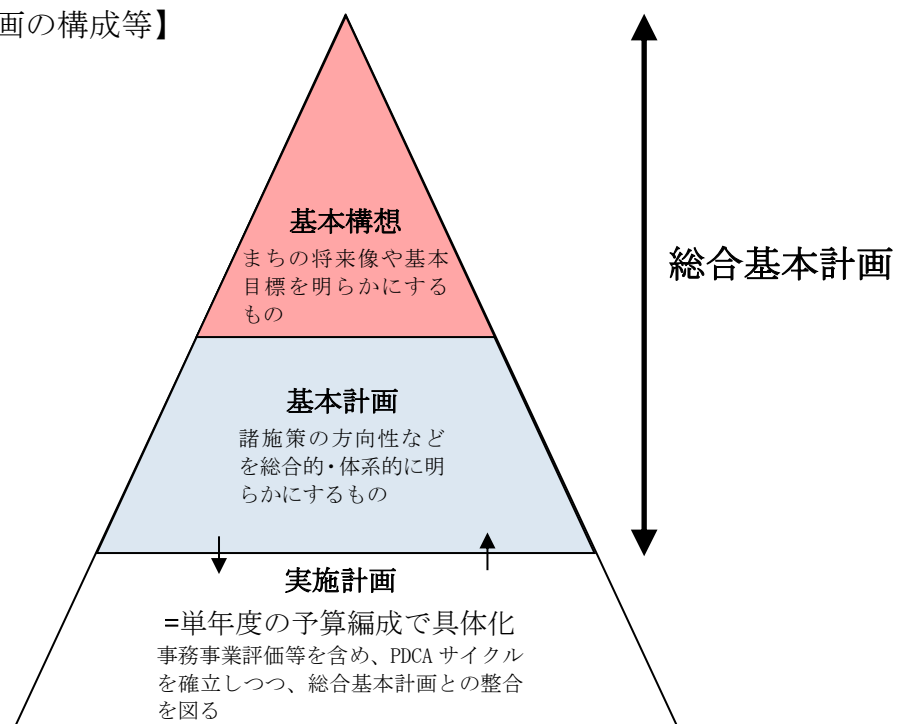
1. 基本構想

基本構想は、まちの将来像や、その実現に向けた基本目標などを定めるもので、その計画期間を10年間（令和3年度から令和12年度）とします。

2. 基本計画

基本計画は、まちの将来像を実現するための方向性や、その方向性に基づく施策などを定めるもので、これまでは計画期間を10年間としていましたが、その方向性や施策などの実現をより具体的なものとするために、計画期間を前期と後期に分け、前期基本計画は、令和3年度を初年度とし、令和7年度を目標年度とする5年間としました。後期基本計画は、令和8年度を初年度とし、令和12年度を目標年度の5年間とします。

【総合基本計画の構成等】



Ⅱ 5. 策定体制

1. 市民協働

- ・市民アンケートの実施
- ・事業所アンケートの実施
- ・ワークショップ等の開催
- ・「守口市総合基本計画審議会」の委員としての参画
- ・パブリックコメントの実施 など

2. 議会

- ・基本構想の審議・議決
- ・「守口市総合基本計画審議会」の委員としての参画

3. 大学、専門家等との連携

- ・「守口市総合基本計画策定委員会」へ各分野の専門家からの助言及び提言
- ・「守口市総合基本計画審議会」委員への委嘱

4. 守口市総合基本計画審議会

- ・総合基本計画に関する事項について、調査及び審議を行うために、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく審議会を設置

5. 庁内体制

- ・守口市総合基本計画策定委員会

総合基本計画を策定するために、本市職員のうちから市長が任命する委員で構成する委員会を設置します。また、委員会には専門的事項を所掌させるために部会を置くとともに、様々な職員の意見も取り入れることができる組織体制等を構築します。

令和6年5月1日

総務部

事務連絡

令和6年5月1日

職員各位

人事課長

出退勤記録の徹底及び外出時の行き先等の共有について（通知）

標記の件につきまして、職員の出退勤管理については守口市職員服務規程上、登庁及び退庁時にタイムレコーダーにより記録するとしているところです。

つきましては、職員各位においては、今一度出退勤の記録（タイムレコーダーを設置していない勤務地については、庶務事務システム上で記録）を徹底し勤怠管理を適切に行っていただきますようお願いします。

なお、記録をし忘れた場合は、速やかに所属長にその旨を報告し、所属長は庶務事務システム上で記録するようお願いします。

また、同規程上、外出するときはその所在を明らかにしておくこととされていることから、用務で外出した際にその行き先等を所属長が把握できるよう、任意の方法（グループウェアのスケジュールやロゴチャット等各所属で共有しやすい方法）により共有するようお願いします。

所属長におかれては、所属職員が外出する際の所在の把握に努めていただきますようお願いいたします。

参考：守口市職員服務規程一部抜粋

第4条第1項

職員が登庁し、又は退庁しようとするときは、自ら職員証を用いてタイムレコーダーによりその時刻を記録しなければならない。

第5条第1項

職員は、勤務時間（休憩時間を除く。）中次の事項を守らなければならない。

- （1） 職務上必要がある場合のほか、みだりに職場を離れないこと。
- （2） 職場を離れるときは、所属長等又は上司若しくは同僚に行先を知らせておくこと。
- （3） 公用で外出するとき、所属長等の承認を得てその所在を明らかにしておくこと。
- （4） 公用以外で外出し、又は外来者と面会しようとするときは、所属長等の承認を得ること。

令和5年度人事評価結果について

1. 人事評価結果

総合評価得点	令和4年度		令和5年度		増減	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
4.50以上	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
4.25-4.49	0	0.0%	1	0.1%	1	0.1%
4.00-4.24	0	0.0%	1	0.1%	1	0.1%
3.75-3.99	11	1.6%	9	1.3%	▲ 2	▲ 0.3%
3.50-3.74	43	6.3%	45	6.7%	2	0.4%
3.25-3.49	140	20.6%	94	14.1%	▲ 46	▲ 6.5%
3.00-3.24	394	57.9%	408	61.0%	14	3.1%
2.75-2.99	52	7.6%	66	9.9%	14	2.2%
2.50-2.74	28	4.1%	28	4.2%	0	0.1%
2.25-2.49	4	0.6%	10	1.5%	6	0.9%
2.00-2.24	3	0.4%	5	0.7%	2	0.3%
1.99以下	6	0.9%	2	0.3%	▲ 4	▲ 0.6%
合計	681	100%	669	100%	▲ 12	0.0%
平均	3.11		3.09		▲ 0.02	

2. 処遇反映及び指導対象職員数(退職者を除く)

(単位:人)

区分	令和4年度	令和5年度	増減
勤勉手当があがる者(3.5以上)	54	55	1
勤勉手当がさがる者(2.5未満)	12	14	2
指導対象職員(2.25未満)	9	6	▲ 3

3. 部局別平均値

部局	平均値
市長室	3.16
危機管理室	3.18
企画財政部	3.26
総務部	3.13
市民生活部	3.15
健康福祉部	3.07
こども部	3.00
都市整備部	3.18
環境下水道部	2.93
会計室	3.17
教育部	3.17
議会事務局	3.17
選挙管理委員会事務局	3.04
水道局	3.09
平均	3.09

4. 令和6年度の人事評価実施に当たって

◎期初面談・期末面談⇒全職員必ず実施 ◎フィードバック面談⇒総合評価得点が2.5未満になる職員、指導対象職員
